



市章

大津市公報

令和6年7月16日
号外(第51号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 告

- 184 大津市手数料条例に基づく租税公課に関する証明の交付に係る手数料に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 185 大津市市税条例に基づく地籍図の交付に関し徴収する手数料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 1
- 186 大津市生涯学習センター条例に基づくホール等の使用料等に係る指定納付受託者の指定について…………… 2

告 示

大津市告示第184号

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月16日

大津市長 佐藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 株式会社しがぎんジェーシービー 大津市浜町1番10号浜大津滋賀ビル3階
 - 株式会社滋賀ディーシーカード 大津市浜町1番10号
- 指定納付受託者に指定した日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
大津市手数料条例(平成12年条例第12号)別表第1項の租税公課に関する証明の交付に係る手数料(当該証明の交付を郵便等による送付で行う場合にあっては、同条例第4条に規定する費用を含む。)

大津市告示第185号

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月16日

大津市長 佐藤 健 司

- 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 指定納付受託者に指定した日
令和6年4月1日
- 指定納付受託者に指定した期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - 大津市市税条例(昭和34年条例第1号)第76条の4第1項の地籍図の交付に関し徴収する手数料
 - 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)別表に規定する次に掲げる事項に関し徴収する手数料
 - 租税公課に関する証明
 - 動産、不動産に関する証明
 - 営業に関する証明
 - その他の公簿の閲覧のうち、固定資産課税台帳に関するもの
 - 租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明申請に対する審査

大津市告示第186号

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年7月16日

大津市長 佐 藤 健 司

- 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社 東京都品川区西五反田七丁目7番7号
- 2 指定納付受託者に指定した日
令和6年4月1日
- 3 指定納付受託者に指定した期間
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等
 - (1) 大津市生涯学習センター条例（平成4年条例第2号。以下「条例」という。）第9条第1項のホール等の使用料
 - (2) 条例第9条第2項のホール等の附帯設備の使用料
 - (3) 生涯学習センターで本市が開催する催しにおいて徴収する材料費等の実費
 - (4) 生涯学習センターの印刷機その他の事務機器の使用に係る実費